

第62号議案

中間市基金の運用の特例に関する条例

この条例を別紙のとおり制定することについて、地方自治法第96条第1項第1号の規定により、議会の議決を求める。

令和元年12月3日提出

中間市長 福田 浩

中間市基金の運用の特例に関する条例

(趣旨)

第1条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第241条第8項の規定に基づき、中間市が設置する基金に属する現金の運用について、他の条例に定めるもののほか、特例に関する事項を定めるものとする。

(繰入運用)

第2条 市長は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定めて、基金に属する現金を一般会計歳入歳出予算の定めるところにより歳入に繰り入れて運用することができる。

(繰入運用の対象)

第3条 繰入運用をすることができる基金は、次に掲げるものとする。

- (1) 地域振興整備基金
- (2) 子孫にのこすふるさとづくり基金
- (3) 中間市福祉対策積立基金
- (4) 中間市ふるさと水と土保全基金
- (5) 中間市かんがい揚水施設管理運営基金
- (6) 中間市五楽及び虫生津工場排水施設管理運営基金
- (7) 中間市住宅基金
- (8) 都市計画事業等積立基金
- (9) 消防施設整備積立基金
- (10) まなびの森基金

(委任)

第4条 この条例に定めるもののほか、基金に属する現金の運用の特例に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。